

## 総合評価一般競争入札

次のとおり総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

2016年5月2日

東京都町田市長 石阪丈一

1. 事業件名	町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業
2. 事業場所	町田市下小山田町3160番地外（町田リサイクル文化センター敷地内）
3. 事業期間	(1)基本協定（協定締結日から2041年3月末日まで） (2)基本契約（契約締結日から2041年3月末日まで） (3)施設整備請負契約（契約締結日から2024年6月末日まで） (4)運営業務委託契約（契約締結日から2041年3月末日まで）
4. 事業概要	本事業は、設備が耐用年数を迎えつつある町田リサイクル文化センターの建替えにあたり、熱回収施設等を整備し、整備後の約20年間の運営を行うものである。
5. 施設概要	熱回収施設等とは、熱回収施設（焼却施設）、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設、新管理棟、ストックヤード棟、洗車場の総称をいう。 (1) 熱回収施設（焼却施設） 処理方式：全連続燃焼式（ストーカ方式） 処理能力：258t/日（129t/日×2炉） (2) バイオガス化施設 処理方式：高温・乾式 処理能力：50t/日 (3) 不燃・粗大ごみ処理施設 処理方式：回転式破砕機・機械選別、手選別方式 処理能力：47t/5h
6. 施工条件等	本件の施設整備業務は、熱回収施設等の設計業務・建設業務・既存工場棟等の解体業務に区分される。そのうち、熱回収施設等（ストックヤード棟を除く）については2021年12月末日までに部分引渡しを行い、2022年1月から供用を開始すること。詳細は入札説明書「3 事業概要」に記載のとおりとする。 本件は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
7. 事業方式	DBO（デザインビルトオペレート）方式
8. 予定価格	総 額：46,217,520,000円（消費税及び地方消費税を含む） 施設整備費：29,253,960,000円（消費税及び地方消費税を含む） 施設運営費：16,963,560,000円（消費税及び地方消費税を含む）
9. 低入札価格調査基準価格	入札額、入札額の内訳である施設整備費及び施設運営費それぞれについて設定する。設定の詳細は入札説明書「別紙1」に記載のとおりとする。
10. 入札参加資格	入札説明書「4 入札の参加資格要件等」に記載のとおりとする。

1 1. 設計図書の閲覧	<p>(1) 閲覧は記録媒体 (CD-ROM) を貸与する方法で行うものとし、対象者は、入札説明書「4 入札の参加資格要件等(2)ア及びイ①(エ)(オ)もしくは、(ク)(ケ)を満たす者とする。</p> <p>(2) 貸与の申込方法は次のとおりとする。</p> <p>①財務部契約課に電話連絡 (042-724-2110) し、受取日時を予約する。原則として申込期間は公告日から 2016 年 5 月 13 日 (金) 16 時 00 分までとし、受取りは 2016 年 5 月 30 日 (月) 16 時 00 分までとする。</p> <p>②予約した日時に財務部契約課 (町田市役所市庁舎 5 階) に「貸与申請書」(様式 16) を持参し提出すること。提出の際は「受付票 (電子調達サービスによる)」(原本) を提示すること。</p> <p>※貸与した設計図書等は、本件に関する入札及び契約以外の目的で利用及び使用することを禁止する。貸与した記録媒体 (CD-ROM) は落札者決定後、速やかに市に返却し、ハードディスク等に保存した設計図書等の電子データ等は速やかに消去すること。</p> <p>※後記 1 4 で入札参加資格が有となった者は、後記 1 5 の設計図書として使用するものとし、入札参加資格が無となった者は速やかに貸与された記録媒体 (CD-ROM) を市に返却すること。また、貸与を受けた者同士が共同企業体を結成した場合は、速やかに記録媒体 (CD-ROM) 1 枚を市に返却すること。</p>
1 2. 入札参加方法	入札説明書「6 競争参加資格の確認」に記載のとおりとする。
1 3. 入札参加表明書等提出期限	2016 年 5 月 19 日 (木) 17 時 00 分まで
1 4. 入札参加資格確認結果の通知	2016 年 5 月 31 日 (火) までに結果通知を発送する。
1 5. 設計図書の貸与	<p>(1) 設計図書は当該入札の参加資格を得た者に記録媒体 (CD-ROM) にて貸与する。(設計図書の閲覧用としてあらかじめ貸与した者は除く。)</p> <p>(2) 貸与の方法は次のとおりとする。</p> <p>上記 1 4 の入札参加資格確認結果の通知到達後、「参加表明書」(町田市熱回収施設等 (仮称) 整備運営事業様式集 様式 2) に記載された担当者宛に電話にて連絡し、貸与日時を決定する。決められた貸与日時に財務部契約課 (町田市役所市庁舎 5 階) まで受取りに来ること。</p> <p>※貸与した設計図書等は、本件に関する入札及び契約以外の目的で利用及び使用することを禁止する。貸与した記録媒体 (CD-ROM) は落札者決定後、速やかに市に返却し、ハードディスク等に保存した設計図書等の電子データ等は速やかに消去すること。</p>
1 6. 質疑応答	入札説明書「8 本入札説明書等に対する質問」に記載のとおりとする。
1 7. 入札方法	入札説明書「10 入札書及び事業者提案書の提出」に記載のとおりとする。
1 8. 入札書等提出期限	2016 年 8 月 15 日 (月) 17 時 00 分まで
1 9. 開 札	<p>2016 年 9 月 21 日 (水)</p> <p>※開札日は事業者候補者選考委員会の開催日により変更となる場合がある。</p> <p>場所：町田市役所市庁舎 5 階入札室</p>
2 0. 入札回数	1 回

21. 入札保証金	免除
22. 最低入札参加者数	1者
23. 落札者の決定	非価格要素審査の評価点と価格要素審査の評価点を加算した総合評価点を算出し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。なお、最も高い総合評価点の者が2者以上あるときは、非価格要素審査の点数が高い者を落札者とし、非価格要素審査の評価点も同点であるような場合は、提案の評価分類で「地域貢献」の評価が高い者を落札者とする。それでも順位が決定しない場合には、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
24. 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。 (1) 競争参加資格のない者のした入札 (2) 委任状を持参しない代理人のした入札 (3) 入札参加表明書に記載された応募グループの代表企業以外の者のした入札 (4) 入札参加表明書その他の提出した一切の書類に虚偽の記載をした者のした入札 (5) 記名押印を欠く入札 (6) 金額を訂正した入札 (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札 (8) 明らかに連合によると認められる入札 (9) 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は2者以上の代理をした者の入札 (10) 入札書等が所定の日時までに所定の場所に到着しない入札 (11) 予定価格を超える金額での入札 (12) 予定価格のうち、施設整備費、施設運営費のいずれにおいても予定価格を超える金額での入札 (13) その他入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
25. 入札の中止等	入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。
26. 契約の締結	入札説明書「21 事業契約の締結」に記載のとおりとする。
27. 契約保証金	入札説明書「14 入札保証金及び契約保証金」に記載のとおりとする。
28. 前払金	(1) 施設整備費 2億円を限度として、当該年度の出来高予定額の10分の4以内。ただし、当該年度の出来高予定額が20億円を超える場合は、当該年度の出来高予定額の10分の1以内。ただし、契約年度は除く。 (2) 施設運営費 なし
29. 中間前払金	なし
30. 部分払	施設整備請負契約：入札説明書「12 各年度における施設整備費の支払限度額」に記載のとおり、2016年度～2024年度に町田市が設定する支払限度

	<p>額の範囲内とする。</p> <p>運營業務委託契約：2021年度～2040年度に四半期毎に支払う。</p>
31. 部分引渡しに伴う支払い	<p>部分引渡しを行う指定部分についての工事が完了し、検査に合格したときは、引渡しに伴い指定部分に相応する契約金額相当額を協議のうえ支払う。</p>
32. その他の留意事項	<p>(1) 前各号に定めるもののほか、「町田市契約事務規則」「入札参加者の心得」及び「町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業入札説明書」の定めるところによる。</p> <p>(2) 落札者が契約締結までに入札参加資格要件のいずれかの要件を欠くこととなったときは、契約の締結はできない。</p>

公告についての問い合わせ先

町田市環境資源部循環型施設整備課

電話：042（724）4384（直通）

町田市財務部契約課工事契約係

電話：042（724）2110（直通）

※事業者の皆様へ 「適正な価格での応札について」

契約の履行における各種法令の遵守について、事業者の皆様におかれましては従来から十分留意しておられることと存じます。また、町田市契約約款にも法令の遵守は規定されているところです。

しかし、近年の厳しい経営環境の中で、ダンピング受注の激化が、賃金の低下や保険未加入を招き、これが原因となって、近年、若年入職者の減少が続いている等の問題が指摘されております。

つきましては、事業者の皆様には、労働基準法・最低賃金法等の従事者の雇用に関する各種法令の遵守を改めて徹底した上で、人件費等を適正に見積もった価格での応札をしていただき、下請契約につきましても、法定福利費相当額を適切に含んだ額による下請契約を締結するよう、よろしく願いいたします。また、契約締結後は、安全管理等に十分にご留意いただき、適切な施工体制の下、よりよい公共施設整備にご協力いただきますよう、改めてお願いいたします。